

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公印省略)

遊戯施設の定期検査報告における検査項目等を定める告示の改正について  
(技術的助言)

今般、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 284 号。以下「遊戯施設検査告示」という。）について、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示（令和 8 年国土交通省告示第 443 号。以下「改正告示」という。）により改正され、当該改正後の告示は令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

については、改正後の告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴都道府県管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定の指定確認検査機関及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

**第 1 改正の概要**

1 概要

メリーゴーラウンド、観覧車等の一定の遊戯施設の所有者等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 88 条第 1 項において準用する同法第 12 条第 3 項及び第 4 項に基づき、定期に、一級建築士、二級建築士又は昇降機等検査員に当該施設を検査又は点検（以下「検査等」という。）させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならないとされている。具体的な点検等の項目、事項、方法及び結果の判定基準については、遊戯施設検査告示の別表において定め、その検査

結果を踏まえて要是正等の対応を行っている。

今般、単独接地抵抗値の測定又は総合接地抵抗値の測定を行い、設計図書等により確認した新設時の値と比較して抵抗値が著しく増大していないことを確かめることによって、要是正の判定が可能であるとの技術的知見が得られた。このことから、遊戯施設検査告示別表における避雷設備の検査の方法及び結果の判定基準について、「避雷設備の総合接地抵抗値」を測定し「総合接地抵抗値が10オームを超えていること。」から、総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値が安全上支障がない抵抗値を超えていないことを確かめることとする改正を行った。併せて、定期検査時における検査結果表について、これまでの判定方法に加え、総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値（以下「抵抗値」という。）を測定し、設計図書等により確認した新設時の値との比較によって避雷設備の損傷を判定する方法を採用した場合について規定する改正を行った。

## 第2 運用上の留意点について

### 1 検査結果表における「設計図書等により確認した新設時の値」について

#### (1) 基準抵抗値の把握

令和8年4月1日以降に避雷設備を設置する際に作成する確認申請の申請図書においては、設計抵抗値を当該申請図書に明記するとともに、完了検査時に測定した実測抵抗値を記録されたい。その上で、設置後に初めて実施される定期検査時において、当該実測抵抗値を新設時の値とされたい。

なお、既存の避雷設備の定期検査時において、完了検査時に測定した実測抵抗値が確認できない場合は、確認申請時の添付図書に記載された設計抵抗値を、当該設計抵抗値も不明な場合は最初の定期検査時の測定値を、さらにこれも不明な場合は直近の定期検査時の測定値を新設時の値とすることもやむを得ない。

#### (2) 令和8年4月1日以降に行われる定期検査2回目以降の取扱いについて

新設時の値は、当該検査対象の避雷設備における接地極の改修等により新設時の値が変更となった場合を除き、令和8年4月1日以降に初めて実施される定期検査時に決定した抵抗値から変更しないこと。

### 2 検査結果表における「基準抵抗値」について

「基準抵抗値」には、接地極の長さや抵抗値に応じて次に掲げる値を記入するものとする。

- (1) 接地極について JIS Z9290-3-2019 に規定する最小長さ以上で設置した場合  
設計図書等により確認した新設時の値に記入した2倍の抵抗値
- (2) 接地極の単独接地抵抗値を10オーム未満として設置した場合  
10オーム

### 3 既存不適格について

令和7年4月1日改正前の雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1425号）の規定に基づく避雷設備について、改正告示施行後の定期検査においては、当該設備を「既存不適格」と判定するものとする。この場合において、接地抵抗値が、10オーム又は新設時の値の2倍の抵抗値を超えるときは、落雷時の安全性確保の観点から、所有者等に対し必要な改修を促すことが望ましい。